

秩父市農業委員会 令和8年 第5回定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和8年5月22日(金)午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和8年5月22日(金)午後2時55分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 26名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員14名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	出席		第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席			松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	出席		第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席	●		関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	出席	●	第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席		第4 区域	齊藤 稔	出席
8番	黒沢 昌治	出席			富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席		第5 区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	欠席			新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席			岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	出席			高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席		第6 区域	木村 誠司	出席
					浅見 喜一	出席

◎印 農業委員会長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

4 議事日程

- 日程第1 開会・開議
- 日程第2 議事日程の報告
- 日程第3 総会成立の報告
- 日程第4 議事録署名委員の指名
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 審議議案の報告
- 日程第7 議案審議
- 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)
- 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について (4件)
- 議案第26号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (1件)
- 議案第27号 農用地利用集積等促進計画の意見について (2件)
- 議案第28号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表(案)について
- 日程第8 閉議・閉会

5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	黒澤美紀子		主幹	小川英孝	書記
主査	笠原信之		主任	川上僚太	書記
主査	平沼治貴		主任	森前大樹	
			主事	高野友陽	

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会令和8年第5回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

黒澤事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中14名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

4番 黒田 昭雄 委員 及び 5番 長谷川 玲 委員 以上、お二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（横田 友会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をさせます。

黒澤事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。1、農業用施設の設置についてです。詳細は記載のとおりでございます。番号1ですが、届出者は、●●●●●●に伴い既存の農機具小屋が●●●●●●●●●●、●●●●●●があり、申請地に新たに農機具小屋を設けるため届出がされたものでございます。以上でございます。

日程第6 審議議案の報告

議長（横田 友会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をさせます。

黒澤事務局長 令和8年第5回定例総会において、ご審議いただきます議案について申し上げます。

- | | |
|-----------------------------|------|
| 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について | (2件) |
| 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について | (1件) |
| 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について | (4件) |

- 議案第26号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (1件)
議案第27号 農用地利用集積等促進計画の意見について (2件)
議案第28号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について 以上でございます。

日程第7 議案審議

議案第23号上程 農地法第3条の規定による許可申請について

議長(横田 友会長) 次に、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局(川上主任) 私からは番号1と番号2について説明します。まず番号1について説明します。議案書の1ページ目をご覧ください。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、●●●、田1筆、面積は●●●㎡で、令和●●年に相続により取得した農地です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●●●から南西●●●mに位置しております。申請事由について説明します。譲渡人と譲受人は兄弟関係にあり、申請地で耕作を行う意思がない譲渡人と譲受人との間で話がまとまり、この度申請に至りました。譲受人は、申請地を●が所有していたころから実質的に農地の管理を行っており、農作業歴は●●年あり、●●●●を1台所有しており、申請地は自宅と隣接する位置にあります。計画では、農作業への年間従事日数は●●●●日、作付作物としては、●●●、●●●、●●、●●を栽培する予定です。権利の種類は、所有権移転です。なお、譲受人が譲渡人の農地を自宅の一部として利用しておりました。そのため、今回農地転用申請を同時に手続きしており、この後議案25号番号1で審議していただく予定です。現地を確認したところ、耕作準備の状態でした。

続きまして番号2について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、●●●、畑1筆、面積は●●●㎡で、昭和●●年に相続により取得した農地です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●●●から北東●●●mに位置しております。申請事由について説明します。この度、申請地で耕作を行う意思がない譲渡人と自宅に隣接する農地で耕作を行う意思がある譲受人との話がまとまり、申請に至りました。譲受人は、家庭菜園で農作業歴が●●●あり、申請地は自宅と隣接する位置にあります。計画では、農作業への年間従事日数は譲受人が●●●日、●●●●●●で、作付作物としてはビニールハウスを設置した上で●●●●●●を栽培する予定です。権利の種類は、所有権移転です。現地を確認したところ、耕作準備の状態でした。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番吉川です。番号1について意見申し上げます。先日、事務局、推進員の今井さんと現地を確認しに行ってきた。まず最初に1番ですが、先ほど事務局が説明した通りでありまして、以前ここは1回申請が出た所でありまして、ちょっと違反という問題等これじゃ通らないかなというような形でそこを分筆した形であります。先程言ったとおり、この後5条で出てくると思うのですが、今回は新規就農の方が上がってきております。現況は●●●、●●●●、●●●●等が今作ってあります。そういう形で、これからやって頂けるという事で、大変いいのではないかと私は思いました。

続きまして2番ですが、ここは広い道に面している所で、周りが3種農地という事で家に囲まれている状態で、そこだけ広く開いている農地で、前から分筆してあります。そこを譲受けて、●●●●を栽培するという事で、なかなか秩父では●●●●を作っている人はいないので、面白い試みではないかというように感じました。一生懸命やって頂けるという事で大変いいのではないかと思います。私からは以上です。よろしくお願いします。

1 区今井 和美委員 1区推進員の今井です。まず、1番の方からお話したいと思います。先程吉川委員さんのおっしゃったように、現地の畑には広いんですが、真ん中辺に1列だけ●●●●●が植えてあって、●●●●、●●●●も1列程度、気持ち程度に植えてあった感じでした。それでもその住宅と畑の間の敷地内の所には、●●とか●●●●とかが、マルチもしてあってすごくきれいに育ててありました。これから取得したらもっと素敵な畑になっていくのではないかと思います。続いて2番ですが、大きな道路に面してて、全然、隣に建物も、道の向こう側も何も無いので、とても日当たりが良く、●●●●で是非、成功させていただけたらいいなあと、私は思いました。以上です。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。意見ございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第23号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第24号上程 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 議案第24号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（小川主幹） 番号1番について説明します。申請人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は●●●、畑1筆、●●㎡で、令和●年に相続により取得した土地です。

申請地は●●●●から東側の道路の向かいにあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は、●●でございます。

昭和●●年頃、●●●●が造成された際に、本申請地に●●を移転することになり、それ以来、●●●として利用してきました。現地は、●●になっており、始末書が添付されております。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番吉川です。番号1について意見を申し上げます。概要については、事務局の説明したとおりです。今回●●という事ですけども、先程言った通りで、●●●が移転する時にそこに移転したという事みたいです。その時に全部●●にしておけば良かったのですが、そこが漏れていたため、今回は是正するという事です。何故、発覚したかという事ですが、事務局の話でいうと、申請者が●●●の方で農地を取得する関係で調べたら、こういう違反が出てきて是正するという事なので、

やむを得ないかと思えます。ご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。
質問等がありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。
以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第24号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第25号上程 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 次に、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1から番号2について説明します。議案書の3ページをご覧ください。まず、番号1について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●、田1筆、●●㎡で令和●年に相続により取得した土地です。申請地以外に宅地1筆、●●●㎡を一体利用し、所用面積は合計●●●㎡です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●から南西●●●mに位置し、立地の基準につきましては、都市計画法上の用途地域が定められている区域内の農地として第3種農地と判断しました。転用の目的は、自己用住宅の敷地拡張です。申請事由を説明します。譲受人は平成●●年頃から申請地を住宅の一部として使用しておりました。その後、譲受人が議案番号23号番号1で審議を行った自宅に隣接する農地を取得しようとしたところ、申請地が農地法の許可を受けていない農地であることが分かり、始末書添付の上で申請に至りました。権利の種類は所有権で新たな資金は発生しません。また、隣接農地に承諾書が必要となる農地は有りません。現地を確認したところ、コンクリート舗装され自宅の一部として使用されている状態でした。

次に、番号2について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●、畑1筆、●●●㎡で平成●●年に相続により取得した土地です。申請地以外に山林1筆、●●㎡、雑種地1筆、●●●㎡を一体利用し、所用面積は合計●●●●●●㎡です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●から東へ約●●●mに位置し、立地の基準につきましては、都市計画法上の用途地域が定められている区域内の農地として第3種農地と判断しました。転用の目的は、宅地分譲です。申請事由を説明します。譲受人は不動産業を営んでおり、立地がよく住環境にも優れている申請地を宅地分譲地として売り出したいとして、この度申請に至りました。計画では●区画の宅地分譲地を造成する予定です。権利の種類は所有権で資金調達計画は整っています。また、隣接農地に承諾書が必要となる農地は有りません。現地を確認したところ、不耕作状態となっていました。説明は以上です。

事務局（森前主任） 番号3番について説明します。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとお

議長（横田 友会長） よろしいでしょうか。ご質問等はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第26号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 賛成多数であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第26号上程 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議長（横田 友会長） 議案第26号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題とします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（森前主任） 番号1番について説明します。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●字●●●、畑1筆、●●●●●m²です。

案内図をご覧ください。申請地は●●●から西に約●●m離れた場所にあります。

当初、●●用地として、平成●●年●月に5条申請の許可を得ましたが、土地全体が●●ではなく駐車場用地として造成され、利用されていたため、計画変更申請書が提出されております。

申請に至った経緯ですが、当初計画では●●●●●のため●●●●●を計画をしていましたが、人口減少に伴い●●●の数が増加し、計画が成り立たなくなりました。また、現在の●●約●●●●●に対し、今回の計画変更地を含めた駐車台数が最大約●●●台と不足していたこと。また、●●●●●の需要に対応するため、隣接地が駐車場として利用していたことから当申請地を駐車場として造成し、利用していました。本来の許可申請の内容と異なっていることから変更申請に至りました。追認ですので、始末書が添付されております。現地を確認したところ、変更申請どおりであり、周辺農地への影響はございません。説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

1番 新井 範委員 1番新井です。説明については事務局のご案内の通りです。追認という事で始末書も添付され、現状はもう駐車場になっているとう事でもありますから、致し方ないかと思われま。まあ、駐車場が全然足りないという事で、それについての追認という事ですので、皆様の判断をよろしくお願ひします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第26号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第27号上程 農用地利用集積等促進計画の意見について

議長（横田 友会長） 次に議案第27号農用地利用集積等促進計画の意見について

断についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1、番号2について説明いたします。議案書の5ページ目をご覧ください。本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、令和●年●月●●日付で、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。

まず番号1ですが、貸付人、中間管理機構、借受人、貸付に係る土地等については議案書をご覧ください。申請地は、●●字●●、畑2筆、●●●●㎡と●●●●㎡です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●より南西約●●●m付近に位置しております。利用権を設定する期間は、令和●年●月●日から●●年間で、設定する権利は賃借権となっており、作付計画では●●、●●●を栽培する予定です。

促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に適合することが要件となります。借受人の経営農地を確認したところ、耕作の状態であり、年間農業従事日数は●●●日を見込んでおります。そのため農地全てを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしている者と判断されます。現地を確認したところ、保全管理状態となっておりました。今回の計画の経緯でございますが、相続により農地を取得しましたが、農業は行わないため、貸し付ける事となりました。借受人は、●●●●●●等実績もあり、農機具につきましては、●●●、●●●●●、●●●●を各1台を保有しております。

次に番号2ですが、貸付人、中間管理機構、借受人、貸付に係る土地等については議案書の6ページをご覧ください。申請地は、●●字●●、畑1筆、●●●㎡です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●より北西約●●●m付近に位置しております。利用権を設定する期間は、令和●年●月●日から●●年間で、設定する権利は賃借権となっており、作付計画では●●、●●を栽培する予定です。

促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に適合することが要件となります。借受人の経営農地を確認したところ、耕作の状態であり、年間農業従事日数は●●●日を見込んでおります。そのため農地全てを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしている者と判断されます。現地を確認したところ、保全管理状態となっておりました。今回の計画の経緯でございますが、相続により農地を取得しましたが、農業は行わないため、貸し付ける事となりました。借受人は、今までも中間管理機構を通じて農地の斡旋を受けている●●●●●で、実績もあり、農機具につきましては、●●●●●台、●●●●●1台、●●●●●1台、●●●●●3台、●●●●●、●●●●●各1台を保有しております。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

8番 黒沢 昌治委員 8番黒沢です。番号1ですが、内容は事務局の説明の通りです。ここは、●●●●をした所で、もう●●●ぐらい経つと思うのですが、貸付人は、機械を持っていないので、業者に頼んで草刈りしたり、耕うんしたりやっておりました。作付けは●●●●●●●●●●という事で、

きます。まず、1ページ目でございますが、令和7年4月1日現在の農業委員会の状況を記載しております。農地利用最適化推進員の実数が13となっておりますが、6区推進員の欠員の期間となっていたため、推進員は13の記載となっております。2ページから、Ⅱ最適化活動の実施状況として、それぞれの活動に対する実績が記載されております。2ページ目の中段に、(1)農地の集積の実績が記載されておりますが、概ね目標どおりの活動ができました。3ページ目 中段には、④その他として、農地パトロールと農地の利用意向調査の実施時期、農業委員会の点検結果を記載しております。1号遊休農地の面積ですが、昨年と比較して、増加しており、遊休農地の増加が顕著であり、引き続き担い手への農地集積を推進していく必要があります。4ページ目、2最適化活動の活動目標でございますが、活動強化月間の設定回数、5ページ目の新規参入相談会への参加回数につきましては、目標を達成することができました。5ページ目下段でございますが、「目標の達成状況の評語」【推進委員等の点検・評価結果】につきまして、別表に基づく評価の点数により判定された結果を記載しております。最後に6ページ目でございますが、Ⅲ事務の実施状況として、総会・部会の開催実績、農地法第3条に基づく許可事務の件数等を記載しております。ちなみに令和6年度の実績と比較しますと、農地転用処理件数は、12件増えている状況です。以上が、「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について」の説明となります。この案で公表することをご承認いただきますようお願いいたします。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。質問等はございませんか。

3区 小久保 健司委員 3区小久保です。今の配られた案の5ページ目に、推進委員等の点検・評価結果が目標に対して期待をやや下回る結果となったの欄に27と書いてあるが、説明してください。

事務局(川上主任) この評価結果につきましては、配布している案の2ページの農地の集積の達成状況、3ページの緑区分の遊休農地の解消状況、別紙様式4の月当たりの最適化活動を行う日数目標に対する達成状況につきまして、審査基準となる別表に基づいて点数化したところ、そのような結果となり、該当する欄に推進員等の人数を記入するため、27人の27を記載しております。また、その上の目標の達成状況の標語につきましては、農地の集積状況、緑区分の遊休農地の解消状況、新規参入の促進状況、活動強化月間の実施等につきまして、審査基準となる別表に基づいて点数化したところ、そのような結果となりました。ですので、2つの評価基準に基づき、それぞれを示しております。以上でございます。

議長(横田 友会長) ありがとうございます。他に質問等はございませんか。
(「質疑なし」と言う人あり)

議長(横田 友会長) 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第28号について、事務局の案のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(横田 友会長) 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長（横田 友会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもちまして秩父市農業委員会 令和8年第5回定例総会を閉会いたします。